

# 桂坂あかしあ自治会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本自治会は桂坂あかしあ自治会（以下単に自治会という）と称する。

事務所を京都市西京区大枝北沓掛町二丁目 8 番地の 5 の桂坂あかしあ自治会館に置く。

(目 的)

第 2 条 (1) 自治会は会員の相互の親睦、扶助を図り、思いやりと人間味に富んだ健全で明るい居住地域づくりを目指す。

(2) 自治会は「桂坂あかしあ地区建築協定書」（以下単に建築協定書という）を遵守し、公害のない緑豊かな居住環境づくりを目指す。

(3) 自治会は桂坂学区自治連合会に加入し、共同して地域社会の発展に寄与する。

(事 業)

第 3 条 自治会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の親睦、健康、文化、福利の増進

2. 自治体、近隣団体との協調、協力

3. 環境保全

4. その他前条の目的に合致した事業

## 第 2 章 組 織

(構 成)

第 4 条 自治会は京都市西京区大枝北沓掛町二丁目 2 番地 1 から 10 番地 7 に居住する住民で構成する。

(会 員)

第 5 条 (1) 自治会の会員は第 4 条に該当する者をもって会員とする。

(2) 加入世帯を単位会員と称する。

(班および機関)

第 6 条 自治会は運営を円滑に行うために別に定める班および班長ならびに機関を置く。

## 第 3 章 機 関

(機 関)

第 7 条 自治会は次の機関を置く

1. 総会      2. 班長会      3. 幹事会

### 第 1 節 総 会

(性格および付議事項)

第 8 条 総会は自治会の最高議決機関であり、次の事項を付議する。

1. 会則の決定および改廃

2. 役員を選任および解任

3. 会費の決定および改定

4. 事業計画および事業報告
  5. 予算および決算
  6. 会員に共同利益にかかわる事項の決定および変更
- 但し、第2号の役員の補充については第16条(2)の定めにより班長会で確認する。

(開催)

- 第9条 (1) 定期総会は毎年1回原則として4月に開催する。
- (2) 会長が必要と判断した場合ならびに会員が総会定員の3分の2以上の同意を得て要請した場合は臨時総会を開催する。
- (3) 総会の招集は開催日の10日前までに会長が行う。

(成立および運営)

- 第10条 (1) 総会の定員は単位会員あたり1名とする。
- (2) 総会には委任出席が認められる。
- (3) 総会は委任出席を含め定員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- (5) 総会の議長は原則として役員予定者から選出する。

## 第2節 班長会および幹事会

(班長会)

- 第11条 (1) 班長会は総会に次ぐ議決機関であり、総会議決事項の遂行、自治会運営の任にあたる。
- (2) 班長会は役員(会計監査と相談役は除く)と班長で構成する。但し班長については必要に応じて家族の代理出席を認める。
- (3) 班長会は定員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 班長会の議決は合議制を原則とする。
- (5) 班長会は必要に応じて自治会長が召集する。

(幹事会)

- 第12条 (1) 幹事会は自治会運営、行事、対外折衝等の基本計画の立案を行う。
- (2) 幹事会は会長、副会長と担当の委員をもって構成する。
- (3) 幹事会は必要に応じて会長が召集する。

## 第4章 役員および特別委員

(役員および特別委員)

- 第13条 (1) 自治会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 2名
  3. 会計委員 1名
  4. 総務委員 1名
  5. 専門委員 若干名
  6. 会計監査 2名
  7. 相談役 若干名
- (2) 自治会に特別委員を置く。

(役員および特別委員の職務)

- 第14条 (1) 役員の職務は次の通りとする。
1. 会長は自治会を代表し、自治会の業務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐して自治会の業務を掌握し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 会計委員は自治会会計を担当し、会計報告を行う。
4. 総務委員は自治会の各種会議録を作成する。
5. 専門委員は担当する職務の企画立案に当たる。
6. 会計監査は会計監査を行い、その報告を行う。
7. 相談役は自治会運営について役員の相談に応じ、支援協力する。

(2) 特別委員は体育振興会、少年補導委員会等の役員等に就く。

(班長、役員および特別委員の選出)

第15条 (1) 班長の選出は原則として順番制とするが、各班の話し合いで決定し、1名を選出する。

(2) 役員(但し、会計監査、相談役を除く)の選出は、立候補又は推薦を前提とし、立候補又は推薦がない場合は、前年度の会長と副会長の班を除いた班長で抽選を行い選出し、総会の承認を得るものとする。なお、会長、副会長を選出した班は、班長を繰り上げ選出する。

(3) 会計監査は、役員経験者の中から、相談役は前年度会長、副会長から班長会において適任者を推薦し、総会の承認を得るものとする。

(4) 特別委員は班長会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第16条 (1) 役員の任期は定期総会から次期総会までの1年とする。

(2) 役員に欠員が生じた場合は、班長会において当該班から後任者を補充することができ、その任期は原則として前任者の残任期間とする。

但し、会長の場合は第14条1項第2号による。

(役員の辞任)

第17条 (1) 会員資格を消失したとき。

(2) 疾病等やむを得ぬ理由により任務が遂行できず、班長会の承認を得たとき。

## 第 5 章 会 計

(会 費)

第18条 (1) 自治会の運営に必要な資金は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(2) 会費は単位会員あたり月額800円とし、6ヵ月単位で徴収する。

(3) 会費の徴収は4月上旬と10月上旬とし、単位会員の京都中央信用金庫の口座より自治会会費口座に自動振替する。

年度途中で自治会を脱会された場合は、自治会費の返還はしないものとする。

自動振替できない場合、または会員が直接の集金を希望し、その旨を事前に申し出た場合は、班長が集金を行い会計に届ける。

(4) 単位会員ならびに自治会は原則として京都中央信用金庫に預金口座を設ける。

(年度会計)

第19条 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

(会計報告および監査)

第20条 (1) 会計委員は月次決算を行い、班長会に3ヵ月毎にその報告を行うとともに総会で決算報告を行う。

(2) 監査委員は6ヵ月毎に会計監査を行うとともに総会で会計監査報告を行う。

## 第 6 章 住居環境保全

(環境保全)

- 第 2 1 条 (1) 会員は建築協定書を遵守し、自ら居住する住宅の美観維持、有効緑地の確保を図るとともに相互に協力して居住地域の環境保全、向上に努める。
- (2) 建築協定書に基づく建築協定委員会の役員は、会計監査を除いた自治会の役員全員とし、委員長は自治会の会長が兼任する。
- (3) 委員長は必要に応じ、自治会役員の過半数の承諾を得て、自治会役員以外の専門知識を持った役員を置くことができる。

## 第 7 章 付 則

(集会所)

第 2 2 条 集会所の利用ならびに管理については別に定める集会所管理規程による。

(備え付け帳簿)

第 2 3 条 自治会に次の書類を置く。

1. 自治会会則
2. 自治会員ならびに役員名簿
3. 会計簿
4. 会議録その他必要な書類

(弔慰規程)

第 2 4 条 会員が死亡した場合は弔慰金 10,000 円を供える。なお会員の申し出により自治会は葬儀の手伝いをする。

(会則の改正)

第 2 5 条 この会則は、総会において出席会員の過半数の賛成を得なければ変更することが出来ない。

(実施)

第 2 6 条 この会則は 1989 年 11 月 26 日より施行する。

1991 年 4 月 14 日 一部改定実施する。(第 1、13、14、15 条)

1994 年 4 月 3 日 一部改定実施する。(第 18 条第 2 項)

2000 年 4 月 2 日 一部改定実施する。(第 15 条、16 条)

2003 年 4 月 6 日 一部改定実施する。(第 15 条、16 条)

2007 年 4 月 1 日 一部改定実施する。(第 15 条、18 条、24 条)

2008 年 4 月 6 日 一部改定実施する。(第 18 条)

2009 年 4 月 5 日 一部改定実施する。(第 21 条)

2010 年 4 月 4 日 一部改定実施する。(第 2、6、11、13、14、15、21 条、他に  
運営委員会→班長会 自治会長→会長 自治副会長→副会長)

2014 年 4 月 6 日 一部改定実施する。(第 20 条)

2020 年 4 月 5 日 一部改定実施する。(第 18 条)